R6 年 4月15日

保護者の皆様へ

施設長

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和5年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額(保育料)を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

(法定代理受領とは)

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)　(給付対象期間　令和5年4月～令和6年3月)

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども(1号認定子ども)		満3歳児	74,175	127,855	127,855	127,685	127,855	128,025	127,535	127,685	129,175	129,365	129,565	132,015
		3歳児	74,175	74,955	74,955	74,785	74,955	75,125	74,635	74,785	76,275	76,465	76,665	79,115
		4歳以上児	56,485	57,265	57,265	57,095	57,265	57,435	56,945	57,095	58,585	58,775	58,975	61,425
保育認定子ども(2・3号認定子ども)	標準時間	0歳児	201,290	201,090	201,050	201,030	201,010	200,850	200,850	200,790	200,760	200,720	200,700	208,750
	短時間		198,010	197,810	197,770	197,750	197,730	197,570	197,570	197,510	197,480	197,440	197,420	205,470
	標準時間	1・2歳児	115,520	115,320	115,280	115,260	115,240	115,080	115,080	115,020	114,990	114,950	114,930	122,980
	短時間		112,240	112,040	112,000	111,980	111,960	111,800	111,800	111,740	111,710	111,670	111,650	119,700
	標準時間	3歳児	61,950	61,750	61,710	61,690	61,670	61,510	61,510	61,450	61,420	61,380	61,360	67,370
	短時間		58,860	58,660	58,620	58,600	58,580	58,420	58,420	58,360	58,330	58,290	58,270	64,280
	標準時間	4歳以上児	44,870	44,670	44,630	44,610	44,590	44,430	44,430	44,370	44,340	44,300	44,280	50,290
	短時間		41,780	41,580	41,540	41,520	41,500	41,340	41,340	41,280	41,250	41,210	41,190	47,200

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	3,050	4,460	4,700	3,050	940	4,460	4,700	4,700	3,520	3,520	4,460	3,290
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700